



当社は、継続的かつ安定的な収益確保と更なる事業規模の拡大により企業価値を高めるとともに、社会から信頼を得られる透明性の高い健全な経営を実現することがコーポレートガバナンスの目的であると考えています。また、当社では、株主の皆様をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーに対する利益の最大化を常に意識した経営を心掛けており、その結果が、当社の社会的存在価値の向上に繋がるものと考えています。

今後におきましても、コンプライアンス（法令遵守）の徹底ならびに経営監視・監督機能の強化を図るとともに、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、透明性の高い健全な経営体制の確立に努めてまいります。

なお、当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取組み状況や方針につきましては、以下のとおりであります。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるにかかわらず、速やかな情報開示を行っております。

また、株主の権利を確保し株主との共同利益を向上させるため、複数名の社外取締役及び社外監査役を選任し、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

【原則1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して、実質的な権利とその平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備を実施する等、適切な対応を行うよう努めております。

《補充原則》

1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会において可決に至った議案について、賛成票比率が著しく低い場合は、株主の意思を具体的に把握するため、当該原因の分析を行うとともに、株主との対話を通じて理解を求めることとしております。

1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているかを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しており、株主の立場から取締役の業務執行状況の監督機能を強化し、取締役会においてコーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

また、当社では、自己株式の取得ならびに剰余金配当に関する決議を取締役に委任しております。

1-1③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることをしないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利を保護し、その権利行使を妨げることをしないよう株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差止め及び株主代表訴訟の提起等、会社法にて少数株主にも認められている権利について円滑に行使できる環境を整えております。

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、多くの株主に株主総会に出席いただけるよう招集通知の早期発送により開催日や開催場所について早期に通知するよう配慮しております。

また、出席できない株主については、郵送による議決権行使方法を用意することで、株主が議決権を行使しやすい環境を整えております。

《補充原則》

1-2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主総会に相応の検討期間が必要と認められる重要な議案が提案される場合は、当社ホームページや東京証券取引所のWebサイト等を通じて、速やかに情報を開示しております。

1-2② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が株主総会の議案について十分検討できるよう招集通知を株主総会開催日の3週間以上前に発送するものとし、更に発送日以前に当社ホームページや東京証券取引所のWebサイトにおいて開示しております。

1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、監査役及び会計監査人による実効性のある監査のための十分な監査期間を確保するとともに、株主総会は、株主との対話の場であるという観点から、より多くの株主の参加が可能となるような株主総会会場の使用可否等を勘案し、株主総会の開催日を設定しております。

1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社は、招集通知の英訳版を当社ホームページや東京証券取引所のWebサイトに開示しております。また、2016年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、株主名簿上に記載または記録されている者が株主総会における議決権を行使できるものと判断しており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことは、原則認めておりません。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社グループは、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画の財務指標の方針として、ROE10%以上を掲げており、当該数値を公表しております。また当社では、経営基盤の強化と同時に、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、継続かつ安定的な配当に留意するとともに、将来の成長に備えるための内部留保の充実等を総合的に勘案した上で、利益還元に努めることを基本方針としております。内部留保資金については、経営基盤の一層の強化ならびに事業規模の拡大を図るため、既存事業ならびに新規事業への投資資金として有効に活用していく旨、決算説明会や株主総会等で説明しております。

【原則1-4. 政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社の政策保有に関する方針及びその議決権行使についての基準は以下のとおりです。

・ 政策保有に関する方針

上場株式を保有しないことを原則とし、保有する場合は業務提携、取引の維持・強化等のビジネス上のメリットがある場合に限ること、更に定期的に取り締役会において政策保有株式の合理性・必要性を検証することを基本方針としております。また、定期的な見直しについては、取締役会で毎年、政策保有している上場株式について保有による便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を精査、検証し、保有意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めてまいります。

・ 政策保有株式に係る議決権の行使についての基準

政策保有株式に係る議決権行使については、提案されている議案が、株主価値の毀損につながるものでないかを確認し、投資先企業の状況等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使いたします。

《補充原則》

1-4① 上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社は、政策保有株主からの株式の売却の意向に対しては、取引の縮減を示唆することなどにより売却等を妨げることをせず、適切に売却に応じることとしております。

1-4② 上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、政策保有株主と取引を行う場合には、会社や株主の利益の観点から、経済合理性について十分な検証を行うこととしております。

【原則1-5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、株主の負託に応え受託者責任を全うするため、持続的な成長による企業価値の向上が重要な経営課題であると認識しており、現時点では買収防衛策を導入していません。

《補充原則》

1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社は、当社の株式が公開買付けに付された場合、株主の利益に影響を与える可能性があることから、取締役会としての考え方を速やかに開示します。

また、その際、当社は、株主が公開買付けに応じることを妨げず、株主の権利を確保します。

【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、増資やMBO等、株主の利益に影響を及ぼす可能性がある資本政策を行う際は、社外取締役ならびに社外監査役の意見に配慮しながら取締役会にて検討します。

また、必要に応じて当該資本政策の必要性・合理性について、株主に十分に説明する機会を設けます。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、関連当事者間の取引に係る社内規程を設け、事前にと取締役会にて取引の合理性と取引条件の妥当性について十分に検討し、取引の可否について審議・決議することとしております。

また、開示すべき重要な取引については、有価証券報告書等に取り引内容を開示しております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。

ステークホルダーとの適切な協働を実践するため、経営理念及び行動規範を定めるとともに、適宜社内通達を通じて代表取締役社長自らのメッセージを全社員に伝達する等、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。

【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、「情報を未来の知恵に変え 夢と感動 楽しい！で 社会に貢献することを経営理念とする」と定めております。

当該理念を具現化するため、経営計画書・社内手帳の全役職員への配布や日々の唱和等を通じて役職員への浸透を図るとともに、当社ホームページや株主通信等で外部へも開示しております。

【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、法令遵守にて企業行動を実践し、社会的使命の達成に努め、経営理念の実現を目指すため、「企業行動憲章」を制定しております。取締役・監査役・全社員が、当該行動憲章に従うことを通じて企業価値の向上に努めております。当該行動憲章は、社内イントラネットをはじめ、毎年配布される社内手帳に掲載し、随時確認できる環境を整備しております。

また、当社の価値観として特に重要な意味を持つ事項に関しては、代表取締役社長自らのメッセージを全社員へ向けた社内通達で伝達しております。

《補充原則》

2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、企業目標・経営理念を制定しており、入社時の研修において説明するとともに、四半期に一度開催される責任者会議にて説明・確認を行い、社員への浸透を図っております。

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社では、「企業行動憲章」に環境保全の項目を設けております。当社は、環境問題への取組みを、人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であると認識し、「持続可能な発展」に向け、自主的、積極的に活動しております。

《補充原則》

2-3① 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社では、情報を雑誌媒体やインターネットを通じて提供していることから、より環境負荷の少ないインターネットでの情報提供を強化するとともに、雑誌媒体については、適正部数を分析・設定することで過度な部数の印刷・発行を抑制し、資源の節約を図っております。

【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、女性の活躍を経営課題の一つとしており、社内の意識改革を含め、職場環境づくりに取り組んでおります。具体的な取組みとして、取締役に女性を選任すること（2018年6月現在で2名）、社内イントラネットにおける女性労働者の健康確保に関する相談窓口の設置、育児休業・産前産後休業の取得、子供が生まれる際の父親の休暇取得等を推進しております。また、当社は、2016年2月に「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、女性が活躍できる職場環境の整備、女性の採用拡大に向けたインターンシップの実施、女性専用採用窓口の設置等に向け、定量目標を定めております。

【原則2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規程を制定し、社内及び社外に相談窓口を設置しております。通報・相談内容に応じて、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会にて調査・対応策を検討し、必要に応じて関連部署へ対応指示を行うとともに、最終的に取締役会へ経緯を報告しております。当該相談窓口については、社内イントラネットへの掲載や案内用紙の掲示等により、全社員に周知徹底を図っております。

《補充原則》

2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規程を制定し、社内の内部通報相談窓口に加え、社内から独立した社外の内部通報相談窓口を設置しております。

また、内部通報に関する社内規程に、通報者が不利な扱いを受けないことを規定しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、企業年金の積立金の運用を行っていないため、財政状態への影響はありません。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示を重要な経営課題の一つと捉え、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。当社は、法令に基づく情報開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要とされる情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや東京証券取引所のWebサイト等を通じて積極的に開示を行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

- (i) 経営理念・経営戦略・中期経営計画を記載した決算説明会資料等を当社ホームページに掲載しております。
- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書にて開示しております。
- (iii) 経営陣幹部（執行役員含む）・取締役の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。
- (iv) 取締役候補者については、当社の経営理念を十分に理解し、その役割・責務を果たすために十分な知識と経験を有すること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有することなどを総合的に判断し、選定及び指名することとしております。監査役候補者については、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、独立の立場から、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行全般を監査し、経営の健全性確保に貢献できることなどを総合的に判断し、選定及び指名することとしております。加えて、社外取締役については、中立かつ公正な客観的見地から当社経営陣に対して経営監督機能を果たせるかということについても考慮しております。
また、役員の職務の執行に関する懈怠、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合並びに健康上の理由から職務の継続が困難となった場合には、当該役員の解任について、取締役会で決定することといたしております。
- (v) 取締役候補者・監査役候補者の指名理由については、株主総会招集通知にて開示しております。一方、執行役員の個々の選任理由については開示しておりません。

《補充原則》

3-1① 上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、情報開示を重要な経営課題の一つと捉え、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要であると判断される情報を正確に伝えるため、情報開示に当たっては平易かつ具体的な記載をしております。

3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社は、英語版の当社ホームページを開設するとともに、英文にて株主総会招集通知、決算説明会資料、決算短信及びアニュアルレポート等を作成・開示し、海外の投資家等へ情報提供しております。

【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人の適正な監査を確保するため、監査役会や内部監査室、経理・財務部門等と連携し、監査日程や監査体制の構築に努めております。

《補充原則》

3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (i) 当社監査役会では、「会計監査人の評価及び選定基準」（2015年12月制定）に基づき、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じて、職務の実施状況の把握及び評価を行っております。
- (ii) 適宜または定期的な外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認しております。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、独立性・専門性ともに問題は無いものと認識しております。

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- (i) 外部会計監査人と協議の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。
- (ii) 外部会計監査人の要請に応じて代表取締役や業務執行取締役と面談時間を設けております。
- (iii) 外部会計監査人と監査役及び筆頭独立社外取締役は、四半期ごとに定期的な報告会を開催するとともに、適宜意見交換を行っております。また、内部監査室は監査役と月1回定期的に意見交換を行い、直近の監査状況について情報共有するとともに、適宜外部会計監査人とも情報共有しております。
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合には、速やかに監査役に報告した上で、代表取締役の指示により、各業務執行取締役が中心となり迅速かつ適切に調査・是正を行い、その結果を報告する体制としております。また、監査役会は常勤監査役が中心となり、内部監査室その他関連部門と連携し調査・是正を行うこととしております。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、社外取締役を選任することで、業務執行取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

また、監査役については、4名中3名を社外監査役とすることで、取締役の職務執行に対する独立性の高い経営監視・監督体制を構築しております。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社は、経営理念等の基本方針の策定に際して、取締役会において社外取締役の意見を取り入れながら自由闊達で建設的な議論・意見交換を行い、また経営戦略や経営計画の策定等の重要な判断を要する場合は、経営理念等の基本方針に基づき決定しております。

《補充原則》

4-1① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、「取締役会規程」に定められた付議事項を審議・決議しております。

取締役は、所管する業務の執行権限を持つとともに、他の取締役の行為や取締役会に上程される事項を監視・監督する役割を担っております。

4-1② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社グループは、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、公表しております。中期経営計画については、その進捗状況を每期分析するとともに、社会情勢及び経済情勢等を踏まえ見直しを行っております。また、次期の計画に変更が生じた場合は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で株主への説明を行っております。

4-1③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当社は、最高経営責任者等の後継者の育成については重要な経営課題と認識しておりますが、現在のところ後継者計画及び後継者の育成について十分な議論がなされていないため、後継者計画の策定について、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、経営陣幹部からの提案を会社の成長や組織の活性化に繋がるものと認識し、適宜取締役会にて審議することとしております。当該提案については、社外取締役からの多角的な意見をj得ることで十分な検討を行っております。

また、経営陣の報酬については、インセンティブ付けは行っておりませんが、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。

《補充原則》

4-2① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社は、現在のところ取締役へのインセンティブに関する施策は行っておりませんが、持続的な企業価値の向上を目的とした報酬制度の設計については、今後の検討課題と認識しております。

【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社は、社外取締役及び社外監査役により公正かつ透明性の高い取締役評価を行っております。また、株主の利益に影響を及ぼす可能性がある重要な情報が適時かつ正確に開示されるよう、内部統制やリスク管理に関する社内規程を設け、適切な管理体制を整備しております。

さらに、関連当事者との取引において利益相反が生じる場合は、必ず取締役会において審議を行い、社外取締役や監査役からの意見を求めております。

《補充原則》

4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

経営陣幹部（執行役員）については、代表取締役による提案に基づき、取締役会において十分な審議のもと選解任されております。

4-3② 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

代表取締役（CEO）の選任については、経営計画の進捗状況、定量（数値）課題及び定性課題の達成度、コンプライアンス、ガバナンスの状況等の評価に基づき、取締役会の審議を経て決定することといたしております。

4-3③ 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

代表取締役（CEO）の解任については、経営計画の進捗状況、定量（数値）課題及び定性課題の達成度、コンプライアンス、ガバナンスの状況等の評価に基づき、解任が必要と認められる場合においては、取締役会の審議を経て決定することといたしております。

4-3④ コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社は、「企業行動憲章」を制定し、当社のとるべき行動規範を定め、全役職員への浸透を図っております。

また、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を制定し、リスク発生の未然防止ならびにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

さらに、行動憲章の遵守状況や社内におけるリスク管理体制の構築・運用が適切に行われているか否かを監督することを目的とし、月1回定期的に代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を開催し、その場において内部統制システムに係る不断の見直しが行われております。

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社は、現在4名の監査役（うち社外監査役3名）を有しており、監査役会による経営監視・監督体制の強化を進めております。社外監査役については、弁護士、企業経営の経験者等、異なる分野で高い専門知識と豊富な経験を有している者を選任しており、当該知識や経験を活かして取締役会において適切に意見を述べております。

《補充原則》

4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社は、監査役4名中3名を社外監査役としており、独立性の高い監査役会となるよう努めております。

また、監査役の中から3名を常勤監査役として選定し、経営陣と常時意見交換ができる体制としており、監査役が意見を述べるために十分な情報が入手できるようにしております。

【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社は、株主からの受託者責任を果たすため、情報開示を重要な課題と捉えており、情報開示や対話を通じて、各ステークホルダーが必要とする情報の提供を積極的に行っております。

また、当社は社外取締役を2名選任しており、それぞれ公認会計士・税理士、企業経営の経験者であることから、異なる分野で高い専門知識と豊富な経験を有しております。両氏は株主の視点に立ち、経営に対する取締役の業務執行監督や経営計画への意見等を積極的に述べております。

【原則4-6. 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、非業務執行の社外取締役を2名選任しており、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、経営監督の実効性を確保しております。

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、両氏は、それぞれ公認会計士・税理士、企業経営の経験者であることから、異なる分野で高い専門知識と豊富な経験を有しております。当該知識と経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び会社と経営陣・支配株主等との利益相反の監督等を行っております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社は、取締役会において、独立した立場からの意見を踏まえた意思決定を行うことを目的とし、独立社外取締役を2名選任しております。

《補充原則》

4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社では、現時点において独立社外者のみを構成員とする会合等は開催していませんが、各独立社外取締役は、独立した客観的な立場に基づき、代表取締役、監査役と適宜意見交換を行っております。また、各独立社外取締役の意見に基づき、必要に応じて代表取締役に説明や改善を求める等、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

さらに、独立社外取締役は、必要に応じて管理職向けの会議に参加し、執行役員や社員と話す機会を増やす等、業務執行状況を独立社外取締役がより正確に把握できるよう、環境を整備しております。

4-8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社は、独立社外取締役2名の互選により、筆頭独立社外取締役を選定しております。筆頭独立社外取締役は、経営陣や監査役、監査役会ならびに社内に関連部署と連携し、連絡・調整や情報共有ができる体制を整備しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社では、独自の判断基準は策定していませんが、会社法ならびに金融商品取引所の定める社外性及び独立性基準に則り、独立社外取締役を選定しており、またその資質においても問題はないものと判断しております。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、内部統制システムの不断の見直しによりその改善を図り、効率的かつ適法な企業体制の構築・維持・向上を推進することを目的として、定期的に内部統制委員会を開催しております。当該委員会は代表取締役社長を委員長としており、議論された内容については、適宜取締役会に報告する等して、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

《補充原則》

4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社は、現在2名の独立社外取締役を有しております。取締役会の過半数には達しておりませんが、専門的な知見と豊富な経験を活かし、取締役会における重要な審議・決議事項に対し、適宜意見を述べる等して、必要に応じた助言を行っていることから、現時点では独立した諮問委員会は設置しておりません。しかしながら、指名・報酬等の特に重要な事項に関する独立した諮問委員会の設置については、今後の検討課題と認識しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社は、取締役会が実効的にその役割・責務を果たすために、当社主力事業の経験者を中心に各分野に精通した業務執行取締役（男性9名）と、公認会計士・税理士、企業経営の経験者である非業務執行の社外取締役（女性2名）を選任しております。また、監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成されており、適切な経験・能力・知識を有する者が選任されております。なお、監査役において、財務・会計に関する十分な知見を有する者については選任しておりませんが、今後の検討課題と認識しております。

《補充原則》

4-11① 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社は、取締役及び監査役の員数について、取締役は20名以内、監査役は5名以内と定款に定めております。

また、取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、取締役会全体のバランスや経営状況に応じて上限員数の範囲内で取締役会を構成しており、現状の員数は適切であると考えております。なお、現状の取締役については、原則4-11に記載のとおり取締役会が実効的にその役割・責務を果たすために、2名以上の非業務執行の社外取締役を選任することとしております。

4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

社外取締役2名については、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼務しておりますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、当社取締役の業務に専念できる体制となっております。また、常勤監査役3名は他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、毎年3月に取締役、監査役及び執行役員に対し、「取締役会全体の実効性に係る自己評価アンケート」を実施しており、当該分析・評価の結果は取締役会に報告されており、評価結果については当社ホームページに開示しております。

【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社では、社外取締役は自身の高い専門知識や豊富な経験に基づき取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っております。社外取締役以外の取締役についても、取締役会に上程された審議事項について、適宜意見を述べる等、自由闊達で建設的な議論を行っております。

《補充原則》

4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

- (i) 取締役会資料は、取締役会開催日の2日前に電子媒体によって出席者に配布されております。
- (ii) 上申資料以外にも必要に応じて参考資料が配布されております。
- (iii) 年間の取締役会開催日程については、事業年度開始前に取締役及び監査役へ通知されております。予想される審議事項についても、事前に決定がなされている場合は、予め取締役会開催日程に付して通知されております。
- (iv) 審議項目数は、適切な範囲内で設定し、慎重に審議しております。開催頻度は定時取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、適切な回数を設定しております。
- (v) 取締役会では審議項目を十分に審議できる時間を確保しております。

【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社では、取締役・監査役が職務執行に必要な情報について定期的に各部門から報告する体制を構築しております。

また、取締役・監査役が追加的に必要と判断した情報については、関連する部門に提供を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づき、速やかに情報や資料を提供するようにしております。

《補充原則》

4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社では、取締役は適切な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。なお、リスクテイクの妥当性について社外取締役が適切に判断できるよう当社では、業務執行の意思決定に必要な情報を社外取締役が適宜入手できるよう体制を構築しております。

監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うに当たって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門に対し説明・必要とする情報や資料の提供を求め、取締役及び監査役から要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しております。

4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社は、取締役会による適切な意思決定を可能にするため、外部の専門家から助言を得ることは重要であると考えております。

また、取締役・監査役が、業務遂行上、コンサルタントや弁護士等、第三者の助言を得た際に生じる費用負担については、会社に請求できることとなっております。

4-13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社は、社内における諸問題の早期解決を図るため、内部監査室と取締役・監査役との連携を強化しております。内部監査室における監査結果は適宜代表取締役社長や取締役、監査役へ報告されており、問題点等がある場合は、適宜改善指示がなされております。

また、当社では、社外取締役や社外監査役が社内との連絡・調整を行う際、仲介役となる特定の部門は設置していませんが、各担当取締役や常勤監査役を通じて社内の各部門が社外取締役や社外監査役の依頼を受け付けられる体制を整えております。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役、監査役及び執行役員に対し職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために、社外講習会への参加を促すとともに、年1回当社独自の研修を行っております。その際の費用負担については、会社に請求できることとなっております。

《補充原則》

4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社では、取締役及び監査役が各自所属する団体のセミナー等において、各人の判断で必要な知識の習得や適切な更新を行うとともに、年1回当社独自の研修を行っており、コーポレートガバナンスをはじめ、事業・財務・組織マネジメントにかかる適切な知識を習得・更新する機会を設けております。その際の費用負担については、会社に請求できることとなっております。

また、毎年3月に「取締役会全体の実効性に係る自己評価アンケート」を実施しており、取締役、監査役及び執行役員はそれぞれが適切な経営判断を行うため、コーポレートガバナンスをはじめ、事業・財務・組織マネジメントにかかる適切な知識を習得・更新しているか自己評価を行っております。

4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、取締役、監査役及び執行役員に対し職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために、社外講習会への参加や東京証券取引所が提供する上場会社向けeラーニングの受講等を促すとともに、年1回当社独自の研修を行っております。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たすためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要であると認識しております。このため当社では、代表取締役社長を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けております。

さらに、株主や投資家からの意見は、適宜取締役会に報告され、当社の経営にフィードバックする体制を構築しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、経営戦略部門担当役員がIRを担当しており、経営戦略室をIR担当部署としております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を第2四半期決算及び期末決算の際に開催するとともに、IR支援会社等が企画する個人投資家向け説明会へ随時参加しております。

また、当社ホームページには、各種説明会資料、動画プレゼンテーション、ファクトシート及び株主通信等を掲載しており、これらの体制・取組みに関してはコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

《補充原則》

5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社では、第2四半期決算及び期末決算の際に開催する決算説明会において、代表取締役社長自身が説明しております。

また、株主や投資家との個別の面談については、主に経営戦略室のIR担当者が行っておりますが、株主の希望等に応じて、代表取締役社長やIRを担当する経営戦略部門担当役員が面談に対応しております。

5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

(i) 当社では、経営戦略部門担当役員がIRを担当しております。

(ii) 経営戦略室がIR担当部門として、管理部・経理財務部等と連携し、株主への説明に必要な情報を日常的に収集できる体制を構築しております。

- (iii) 決算説明会を第2四半期決算及び期末決算の際に開催するとともに、IR支援会社等が企画する個人投資家向け説明会へ適宜参加しております。
- (iv) 経営戦略室が取締役会にIR活動報告書を提出し、株主や投資家からの意見を経営に活かすことができるようフィードバックしております。
- (v) 機密情報やインサイダー取引に関する規程を制定し、当社役職員が適切な情報管理に努めるとともに、IR担当者は株主や投資家との対話において、インサイダー情報の漏洩がないよう、原則2名体制で面談を実施するなど情報管理の徹底を図っております。

5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社では、四半期ごとに株主名簿上の株主構造を把握するとともに、必要に応じて、実質株主調査の実施を検討しております。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社グループは、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、当社ホームページにて決算説明会資料等で公表するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しております。

中期経営計画については、その進捗状況を每期分析するとともに、社会情勢及び経済情勢等を踏まえ見直しを行っております。また、次期の計画に変更が生じた場合は、変更の背景や内容について、改めて決算説明会や株主総会等で説明を行っております。